

江戸川沿川 篠崎公園地区



NO.50

2016/1/21

江戸川区土木部
区画整理課連絡先：沿川整備係
TEL 5664-2616

今年もよろしくお願ひします。

日頃から、区政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

昨年は、9月に発生した関東・東北豪雨により各地で大きな被害がもたらされ、鬼怒川の堤防が決壊したことによって水害の怖さを実感させられる年となりました。

篠崎公園地区においては事業計画書の縦覧（閲覧）を行い、土地区画整理事業の認可取得に向けた手続きを行いました。

引き続き、皆さまと一緒に安全・安心なまちづくりを目指し、職員一丸となって事業に取り組んでまいります。今後とも皆さまのご支援を賜りますよう、よろしくお願ひします。

土木部長 深野 将郎

将来のイメージ図



※図面は想定されるイメージで、特定の場所を示すものや整備内容を示すものではありません。

第1回上篠崎一丁目北部地区 まちづくり準備会を開催しました

第1回上篠崎一丁目北部地区まちづくり準備会（以下、準備会という） 開催概要

- 日時：平成27年12月17日（木）午後7時から
- 場所：篠崎第二小学校
- 内容：（1）準備会活動方針
（2）今後のスケジュール

当日の準備会では、主に準備会活動方針について話し合いが行われ、様々なご意見をいただきました。準備会活動方針や議事要旨については、別紙のとおりです。

また、準備会の議事その他を総括してもらうための座長が、委員の皆さまの総意により学識経験者の市古太郎委員に決定しました。

～第2回上篠崎一丁目北部地区まちづくり準備会～

- 日時：平成28年1月28日（木）午後7時から
- 場所：篠崎第二小学校
- 内容：江戸川区の防災対策 ほか
- 参加者：まちづくり準備会の委員（11名）



委員については、まちづくりニュースNo.49でお知らせした通りです。

※準備会は、地区内に土地を所有している方と運営を支援するための学識経験者の方で構成し、まちづくりに関する相互理解の場とします。

※傍聴については以下の通りです（活動方針に詳細は記載しています）。

- 1.原則として地区内権利者毎に代表者1名まで（その配偶者、子及び親権者を含む。）とする。
- 2.各委員につき1名の紹介を受けた者。
- 3.前項に掲げる者のほか、本会が特に認めた場合。

<連絡・問い合わせ先>

区画整理課 沿川整備係

篠崎地区まちづくり事務所

TEL 5664-2616



※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kankyo/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

第一回上篠崎一丁目北部地区まちづくり準備会 議事要旨

日 時：平成 27 年 12 月 17 日（木）19：00～21：00

場 所：篠崎第二小学校 会議室

参加者：市古、岩田、風間、金子、村瀬（浅間神社）、恒川、藤井、森田、渡邊（妙勝寺）、
山木（敬称略）

江戸川区土木部：深野部長

区画整理課：柿澤課長、鈴木係長、田村係長、西村、坂本、片岡、保坂

日本測地設計株式会社：柳、熊田

1 活動方針（案）についての意見

（用語の定義）第 3 条

- ・まちづくりという中には、区画整理等も含めた意味があると思うが、まちづくりという言葉はしっかりこない。まちづくりという言葉に対してどのような意が含まれているのか。
- ・まちづくりの説明でハード面について説明あったが、それについても記載したほうがよいのではないか。

（事務局）

○第 3 条の用語の定義に記載するように調整する。

（委員の構成）第 5 条

- ・区の推薦だと事業に推進している立場の人を選任していると思う。それではバランスが悪いので、反対する側の学識経験者も出席したほうがよいのではないか。
- ・委員としてではなく、随時必要に応じて出席していただくことも考えられる。

（傍聴人について）第 11 条

- ・傍聴人に関しては、希望する人は入れて良いと思う。権利者に限らないほうが良いのではないか。
- ・区議会議員や応援してくれる方の出席は、例えば委員につき 1 名までとする等、準備会の委員が推薦すれば問題ないと思う。
- ・権利者のみのほうがよい。
- ・地権者のみの参加にこだわるのは、利害関係がある中で当事者と外部の人では大きく異なると思う。
- ・人数にもよるが、傍聴するだけなら別に問題ないと思う。
- ・「原則として」という言葉を「権利者毎に代表者 1 名」の前に追記するというかどうか。

（事務局）

○皆様の総意であれば、傍聴人については変えることは問題ない。

(写真撮影、録音等の禁止) 第12条

■録音について

- ・録音者を限定すれば、拡散した場合誰が拡散したか確認できる。私達も発言内容を確認したいので録音したい。
- ・録音しても問題ないと思う。
- ・手が痛くてメモをとれないので録音して残したい。
- ・録音は外部に出さないという条件であれば良いのではないかな。
- ・外部に出さないという条件で録音は有りということにしたい。

(事務局)

- 自身の発言の内容の確認ということで録音するのは問題ないと思う。第三者に渡らないような約束が出来れば事務局としては差し支えない。

■写真について

- ・写真についてはデジタル化が進んでいる中で出回る可能性があるのでは、削除したほうがよいと思う。
- ・肖像権という問題もある。
- ・写真については、特に必要ないと思う。

(議事要旨の作成) 第13条

- ・議事要旨をまちづくりニュースで公開する前に委員に内容について確認はとるのか。

(事務局)

- 議事要旨は皆様の意見をまとめたものを作成しようと考えている。作成したものは委員に確認してニュースにて公開しようと考えている。

(必要事項の措置) 第14条

- ・「座長が準備会に諮って定める」という部分は、「座長が本会に諮って定める」という形ではないか。

(付則)

- ・地区の範囲の説明をしているが、都市計画審議会に載せているものを記載したほうがよいのではないかな。

(事務局)

- 「(仮称) 上篠崎一丁目北部土地区画整理事業区域である」という言葉を「上篠崎一丁目北部地区は、」の後に記載する。

2 その他決定事項

- ・座席は現在の五十音順とする。
- ・座長は市古氏とする。
- ・今後の開催予定日は次のとおり。

第二回準備会：1月28日(木) 日時・場所は第一回準備会と同じ

第三回準備会：2月23日(火) 日時・場所は第一回準備会と同じ

第四回準備会：3月26日(土) 午前中に妙典等を見学予定

上篠崎一丁目北部地区まちづくり準備会活動方針

(名称)

第1条 この会は、上篠崎一丁目北部地区まちづくり準備会と称する。(以下、「本会」という。)

(目的)

第2条 本会は、上篠崎一丁目北部地区のまちづくりに際し、地区内権利者と区が相互に理解を深め、まちづくり懇談会の実施等、本地区まちづくりの円滑な推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 「まちづくり懇談会」(以下、「懇談会」と称する。)とは、地区内権利者を対象としたまちづくりの推進に関する相互理解の場を江戸川区が開催する会をいう。

2 権利者とは、本地区に宅地を所有する者及び宅地について借地権を有する者をいう。

3 ここでいう「まちづくり」とは、都市計画法に基づく土地区画整理事業、都市計画道路事業、緑地事業等及び河川法に基づく河川事業等による、総合的なまちづくりをいう。

(活動内容)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、下記のことを行う。

(1) 本会は、上篠崎一丁目北部地区(以下、「本地区」と称する。)のまちづくりに関する相互理解の場とする。

(2) 懇談会を円滑に推進するため、本会において事前に検討や調整を行うための意見交換を必要に応じて行い、懇談会の充実を図る。

(3) 先行事例の見学会等を実施し、整備後のイメージを共有する。

(4) その他、本会が必要と認めるまちづくりの活動を行う。

(委員構成)

第5条 本会は、次に掲げるもので構成する。

(1) 本地区内の権利者で、まちづくりに関心があり、公募により応募された者。

(2) 事務局が選任する学識経験者1名。

(参考人の出席)

第6条 本会は、委員の申出により、本会が適当と認めた時は、参考人として専門的知識を有する者から意見等を聴くことができる。

(座長)

第7条 本会に座長を置く。

2 座長は、委員のうちから委員の同意をもって選任する。

3 座長は、議事その他を総括する。

(開催日)

第8条 本会は必要に応じて開催することとし、事務局が日程を調整する。

(委員の出欠・退席)

第9条 委員は、会議を欠席、又は遅刻・早退するときは、予めその旨を事務局に申し出ることとする。

(準備会の参加心得)

第10条 委員は、準備会に参加するにあたり、次の号に掲げる内容を踏まえるものとする。

- (1) 互いの発言を尊重しあう。
- (2) 本地区のより良いまちづくりを実現するため、善意に基づき発言する。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、江戸川区土木部区画整理課におく。また、事務局は議案に対して説明し、又は意見を述べることができる。

(傍聴人について)

第12条 本会を傍聴することができる者は、原則として権利者毎に代表者1名まで（その配偶者、子及び親権者を含む。）とする。

- 2 各委員につき1名の紹介を受けた者。
- 3 前項に掲げる者のほか、本会が特に認めた場合。
- 4 会議の開催中、傍聴人は静粛にするものとし、事務局の指示に従わなくてはならない。
なお、座長は、傍聴人により会議の進行に支障をきたすおそれがあると認めたときは、傍聴人を退出させることができる。

(写真撮影、録音等の禁止)

第13条 委員は、自身の発言を確認する目的においてのみ、自ら申告した上で、録音することができる。

- 2 委員は、写真等を撮影し、又は録音等をしたものを公表してはならない。
- 3 傍聴人は、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

(議事要旨の作成)

第14条 議事に関しては、議事要旨として事務局（区画整理課）で作成することとする。

- 2 議事要旨は次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 会議の開催日時
 - (2) 委員の出席状況
 - (3) 議事の概要及び座長が必要と認めた事項等について
- 3 議事要旨は、まちづくりニュースにより公表する
- 4 議事要旨は公表前に、各委員の確認を受けるものとする。

(必要事項の措置)

第15条 この活動方針に定めるもののほか、本会の議事運営に関し必要な事項は、座長が本会に諮って定める。

(その他)

第16条 この活動方針は、本会の承認を得て改正することができる。

- 2 その他、この活動方針に因りがたい場合は、本会で協議し決定する。
- 3 本会が活動目的を達成したと判断した場合は、本会を解散できる。

(付則)

- 1 この活動方針は、平成27年12月17日から施行する。
- 2 この活動方針にいう上篠崎一丁目北部地区は、(仮称)上篠崎一丁目北部土地区画整理事業区域である、上篠崎一丁目、上篠崎三丁目の各一部の区域（約4ha）とする。